

大友社(解)通知書

昭和四年八月二十一日

大友社 社長 大友 啓

大友社 社長 大友 啓

大友社 社長 大友 啓

大友社 社長 大友 啓

大友社 社長 大友 啓

大友社 社長 大友 啓

大友社 社長 大友 啓

大友社 社長 大友 啓

別記一

別紙次書又詳しく書いて後度いませうな訳で此度工場の作業を中止致すよ
うになりまいたことにてございましては至素か非素は後援助を仰いで居りまする
皆様従業員の方々に對しては殊に遺憾に堪へません。

茲では貴方兄の中心前後の事情はつきまゝであり居ります存じのない方もおありに
なりませう様、な、まいたので既に貴本人に内容証明を以て後送り致しまいた書
面上同じものを後因に力ける工場作業中止の事情につき、後深解を願ひたいと思
ひましてこゝに同封致しました何卒よく事情を後推察下さいまして此の先とも
一層の御同情と後助け願ひたいと思つて居りますので後度いませう。

昭和四年八月二十一日

大友社(解)製造所西新井工場

以上

別記二

解雇通知ニ對スル意見書

此ノ度貴工場ノ解雇ニ對スル内容証明ハ吾々辛誠團員ノ絶對ニ認察スルカラ
ル事ヲ通知ス

理由トシテハ貴工場ガ社会進化ニ伴フヤル労働者ノ團結権蹂躪ト生活権侵害ナ